

○農林水産省告示第千五百四十九号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十九年十月十六日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改	正	後
五 複合肥料	(1) 登録の有効期間が三年であるもの	(2) 登録の有効期間が三年であるもの	

	改	正	前
五 複合肥料	(1) 登録の有効期間が三年であるもの	(2) 登録の有効期間が三年であるもの	

	改	正	後
五 複合肥料	(1) 登録の有効期間が三年であるもの	(2) 登録の有効期間が三年であるもの	

一 汚泥発酵肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。  
次号において同じ。）  
ア し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの  
イ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表に掲げる凝集促進材を除く。）若しくは悪臭を防

一 汚泥発酵肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。  
次号において同じ。）  
ア し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの  
イ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの

農林水産大臣 齋藤 健

この告示は、平成二十九年十一月十五日から施行する。  
附 則

		十二 汚泥肥料等 登録の有効期間が三年であるもの			
		十三 汚泥肥料等 登録の有効期間が三年であるもの			
(略)	(略)	肥 料 の 種 類	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項	(略)
		し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したもの 二 し尿に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 三 動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表に掲げる凝集促進材を除く。）又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 五 一、二、三若しくは四に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したもの 二 し尿又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	(略)	(略)	(略)

		十二 汚泥肥料等 登録の有効期間が三年であるもの			
		十三 汚泥肥料等 登録の有効期間が三年であるもの			
(略)	(略)	肥 料 の 種 類	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項	(略)
		し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したもの 二 し尿又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したもの 二 し尿又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	(略)	(略)	(略)



別表	
一	ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
二	ポリアクryル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
三	ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
四	ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
五	ポリアミジン系高分子凝集促進材
六	アルミニウム系無機凝集促進材
七	鉄系無機凝集促進材

(新設)

貝類（ひとで類又はその他の水生い動物類が混在したものと含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。（以下同じ。）、製糖副産石灰、灰處理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留液を石灰で処理したものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鐵粉及び岩石の風化物で鐵分を百分の十以上含有するものをいう。）、鐵粉及び岩石の風化物で鐵分を百分の十以上含有するものをいう。）、鉄粉（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものをいう。）、含鉄物（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものをいう。）、鐵粉及び岩石の風化物で鐵分を百分の十以上含有するものをいう。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）